

小国ルクセンブルクの反ナチ抵抗

若松 新

目次

はじめに

(一) 第一次世界大戦の教訓

(二) ルクセンブルク大公国にとつての両大戦の意味の比較

(a) 類似点——中立政策——

(b) 相違点——独立問題と社会党——

(三) 亡命政権と抵抗運動の勝利

(a) 一九四〇年五月一〇日——ドイツ軍の占領開始——

(b) 一九四一年以降——BBCラジオ放送の伝播——

(c) 一九四四年九月一〇日——アメリカ軍による解放——

(d) 一九四五年四月一四日——大女公の帰国——

(e) 一九四五年一〇月二二日——戦後初の総選挙——

補足——ドイツ戦後政治との比較——

おわりに——六月三日（大公誕生日）の祝い方について

はじめに

ルクセンブルク大公国にとって、第二次世界大戦の戦争終結記念日が如何なる意味を持っているのかを分析した論考である。「『五月八日は祝祭日ではない……』と、第二次世界大戦中と大戦後のルクセンブルクの政治的狀況について歴史家パウル・ドステルト (Paul Dostert) は語る⁽¹⁾」と題した記事を掲載した、ルクセンブルクの日刊紙『ルクセンブルガー・ヴォルト』⁽²⁾ (一九九六年五月六日付けの第二次世界大戦終結五〇周年記念号) を、幸いにも入手することができた。以下この論説記事を用いて、第二次世界大戦中のルクセンブルクにおける、大女公と亡命政権が行った祖国向けの「BBCラジオ放送」による抵抗運動支援活動と、祖国における反ナチス抵抗運動の政治的意義を究明したい。

(一) 第一次世界大戦の教訓

パウル・ドステルトは、第一次世界大戦と第二次世界大戦の意味を比較分析し、その枠組みを摘要して、以下のように述べている。「ルクセンブルクにおける第二次世界大戦の終結『の顛末』(なお、「」は引用者の加筆箇所である。以下、同じ。)を説明しようとする者は、第一次世界大戦の終結『の顛末』との比較検討することをおろそかにしてはならない。その際に、一九一八年と一九一九年にはルクセンブルクという国家が存続するか否かという点

で、『危急存亡の秋』を迎えたのに対して、一九四四年と一九四五年には大公家の存続を問題視することが全くなかったという相違点に、あらゆる分析者は注目しなければならないであろう。第二次世界大戦後に連合国の側から、ルクセンブルクという国家が存続することの正当性について、疑義が提起されなかったことは、大女公シャルロット (Charlotte: 一八九六年生まれ、一九八五年没、一九一九年から一九六四年在位) とその「一部は英国のロンドンに、他の一部はカナダのモントリオール (Montreal) に滞在していた」⁽³⁾ 亡命政府が行った政治的活動の結果でもあり、またルクセンブルク国民「の一部」のレジスタンス・抵抗運動「への消極的ないし積極的参与」の帰結でもあった。ドイツの占領「軍が行った占領」政策は、ルクセンブルク国民に対して、ルクセンブルクがその国家として独立を表明し続けるか、あるいは、ドイツ人が再三再四にわたって偽善的に(付点 引用者加筆) 申し立てたように、『自由意志によってドイツ領土に編入される道』を選ぶか、という問題を提起した。この問題に直面した際に、第一次世界大戦時の「苦い」経験が、単にルクセンブルク政府の行動を羈束しただけでなく、ルクセンブルク国民の行動に対しても決定的に影響を及ぼし、「ルクセンブルク政府と国民が共に、その国家として『独立を表明し続ける』という主体的な選択を行った」⁽⁴⁾ たことは、偶然ではなかった。「第一次世界大戦時の『苦い』経験」とは、旧稿⁽⁴⁾で記したように、第一次世界大戦後、ルクセンブルクの(1) 大公(君主) 制度と(2) 国家としての独立が、両者相俟って危機に瀕したことである。

「第一次世界大戦時の『苦い』経験」について、パウル・ドステルトは以下のように総括している。「ルクセンブルクは、一九一四年八月始めにドイツ軍によって占領された。一八六七年五月一日にルクセンブルクの『永世中立国 (ewige Neutralität, neutralité perpétuelle, perpetual neutrality)』としての地位を連帯保障 (gemeinsame

Garantie, la garantie collective, collectively guaranteed) した⁽⁵⁾ オーストリア・ロシア・プロイセン・フランス・イギリス・ベルギー・イタリアの七大列強国⁽⁶⁾の一つ「である、事實上、プロイセンの権益を継承したドイツ」によって、ルクセンブルクの『永世中立』が破棄されたことは、フォン・ベートマン・ホルヴェーク (von Bethmann-Hollweg) ドイツ首相も不承不承ながら認め、かつその代償「措置」さえも公約している。ドイツ軍のプレゼンスによっても、内政において当初は殊更に何事も生じなかった。(一九一五年一〇月「二日」)にパウ・エイシエン (Paul Eyschen) ルクセンブルク首相が逝去して以降、初めて国内政治上の動向に異変が起きた。マリー・アデレード (Marie-Adelaide) 大女公(一九九四年生まれ、一九二四年没、一九二二年から一九一九年一月在位)が、新首相に右翼党⁽⁷⁾の政治家フーベルト・ルッシュ (Hubert Loutsch) を指名したことは、内政面において「左右両翼の正面衝突という」一大危機を惹起した。「解散総選挙に追い込まれた後の」新たな総選挙でも、右翼党は過半数を獲得できなかった。マリー・アデレードはこの場に及んでようやく譲歩した。だが、社会党と自由党は、たとえ「マリー・アデレードが立憲君主制の枠組みを瞬時たりとも越えなかった」としても、誤って政治的に右翼党に加担する決定を下すことを容認しなかった。その後「第一次世界大戦が終わった後で」対外的には列強諸国「のうち戦勝国」が、ルクセンブルクという国家の存続に異議を唱え、かつ、対内的には「社会党と自由党の」国内「旧野党」諸勢力が、ルクセンブルクの立憲的君主の正当性に異論を唱えた時には、通常の方法では救う余地はなかったはずである。第一次世界大戦終結時に、ルクセンブルクは一つの『例外』となった。それが『例外』であったという所以は、「一九一八年一月一日のドイツ敗戦以降、」国内的には自由主義・リベラル勢力と社会主義勢力が、ルクセンブルクを君主制から共和制へ変更せしめようと企図し、「対外的には」フランスとベル

ギーがあらさまに (unverhohlen) 大公国領土「の併合」を係争点としたにもかかわらず、ルクセンブルクは国家としての独立を維持し、その立憲的君主制度を継続して保持することに成功したからである」。

「この時、ルクセンブルクが自国の錯綜した政治状況から、その命運が尽きずに、かつ損傷を受けることなく抜け出したことは、アメリカ合衆国大統領ウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) が力強く擁護した『民族自決の崇高な原則』に負っている。だが、また、とりわけ一九一八年七月と八月の総選挙後に国民連合政権 (Regierung der nationalen Union)⁽⁸⁾ を組閣して、だが最終的には薄氷の差で過半数を維持できたに過ぎなかった、エミール・ロイター (Emile Reuter) ——彼は元来、キリスト教社会主義者であるが、右派カトリック教権主義者とは一線を画して、一九〇三年のルクセンブルク市行政区参事官選挙では「無所属」で戦い、決選投票の末、七票差で逆転勝利している。⁽⁹⁾ ——という政治家個人に負っている」。パウル・ドステルトによれば、「エミール・ロイターは危機の解決策を探し出した。大女公マリー・アデレードの退位は、大公家を激しい批判の嵐から救い出した(一九一九年一月)。全ての攻撃が大女公個人に対して集中していたことから、マリー・アデレード「に退位」を「上奏して」激しい批判が及ぶ政争の外「の、非政治的な引退生活」に招き入れることが、唯一の救済・解決策となった。対外的には、隣国であるフランス共和国とベルギー王国がルクセンブルク領土の併合を執念深く求め「続け」たという困難な状況下で、ルクセンブルク国民自身は一九一九年九月の国民投票で最終決着をつけた。この国民投票でルクセンブルク国民は、瀕死の政府を蘇生させて、政治的には、新大女公シャルロッテの下での「君主国・大公国としての」独立の維持を支持し、経済的には、フランスとの関税同盟に賛意を表明した⁽¹⁰⁾」のである。

上記の分析上の視点と、旧稿の分析上の視点とは、その軌を一にするものである。しかし、以下の引用部におい

ては、元共産主義者ジャン・キル (Jean Kiri)⁽¹¹⁾ の觀察力を基にして検討した、旧稿の判断とは、相当程度異なる⁽¹²⁾分析結果が提示されている。この異なった視点相互の比較考量は、見解の多元性、なかならず「少数反対意見の自由」を研究してきた筆者にとっては、どちらが「少数反対意見」であるかは別として、とりわけ注目し値するものである。

そもそもこのような種類の「大女公マリー・アデレードの」信用失墜が、如何にしてルクセンブルクの大家と国民に臨んだのであろうか。「大女公に反対する政治(宣伝)活動は極めて主観的であつた。ちなみに、戦時中の大女公の役割を巡つての責任追及論は、戦争が終わつた後に始めて提起された。戦争初期の段階では、誰一人としてルクセンブルクの女性領主の行動について、物議を醸し出す者はいなかつた。いずれの場合にせよ、批判の声は、大きくなかつた(付点、引用者加筆)。一九一五年と一九一六年に大女公が採つた振る舞いが、「戦後になつて」始めて危機を惹起せしめた。大女公とその親ドイツ的な側近グループは、ルクセンブルクの政治的左派にとつてはもはや耐えられなかつた。歴代の大公であるアドルフ (Adolphe)⁽¹³⁾ 大公(一八一七年生まれ、一八九〇年(七三歳)から一九〇五年在位)とヴィルヘルム4世 (Wilhelm IV.)⁽¹⁴⁾ 大公(一八五二年生まれ、一九〇五年から一九一二年在位)は、何と言つても大抵の点では「熟練した政治的手腕を持つ首相である」パウル・エイシェンの意向に従つて振る舞つた。ルクセンブルクの内政上の運命を現実には左右するためには、簡潔に言つて、一方は老年過ぎて、他方は病弱過ぎた。これに反してマリー・アデレードは、大公位継承時から、大女公としての権利と義務という分をわきまえて決然と(自ら主導権を執り)手綱を握つた。マリー・アデレードはそのうえカトリック教徒「の中の『教権主義』」的思想の持ち主を側近グループとした⁽¹⁵⁾」であり、そこでルクセンブルクの左派は、大女公がパウル・エイシェン

首相の逝去後フーベルト・ルツシュを首相に任命し、国民議會を解散したことによって、政治的にも覇権を握るのではないかと恐れた。マリー・アデレード個人が、ルクセンブルクの左派によれば、激怒を生ぜしめる対象に他ならなかった。「『第一次世界大戦におけるドイツの敗戦後に生じた』国家と大公家の存続の危機は、後継者となつたシャルロッテとルクセンブルク政府を、その後数年間にわたつて精神的外傷となつて苦しめた。万一、歴史を繰り返して行くことができたならば、今度は必ずや全く別の行動を採らうと努めたであろう。万一、マリー・アデレードが亡命の途に出たならば、大女公を巡る状況は改善されたであろうか否かという問いかけは、「純粹に」学問的なものにとどまっていた。第一次世界大戦時に亡命を企図したならば、それは前例なき行動であつた。更に亡命を実行するためには、例えばフランスとの国境線が極めて短いが故に、多大な困難を伴つたであろう。またマリー・アデレードがドイツ皇帝歓迎を拒否すべきであつたか否かという問題も、單純明瞭に『拒否すべきであつた』とは解釈できない。なぜなら、このような拒否こそがドイツ側からすれば、ルクセンブルクの中立政策の侵犯であると受け取られかねないからであり、万一拒否すれば、確實に基本的な「国際」礼讓の原則に対する侵犯であると解釈されたであろうからである。ドイツ軍の「対フランス攻撃のための」司令本部が位置するルクセンブルクに向いてきたドイツ皇帝ヴィルヘルム二世 (Wilhelm II.) が、非難の声をもつて迎えられたというのは、後日になつてでつち上げられた非難(付点、引用者加筆)である。ヴィルヘルム二世は招かれもしないのに押しかけてきて、自身の(遠い)血縁関係にある大女公を、私的に儀礼上訪問したとさえも受け取れる。歓待する以外の如何なる反応を、大女公は採ればよかつたのであろうか。ちなみに、この歓待に対する非難(付点)は終戦後、連合国の側から始めて提起されたもの(付点、引用者加筆)であり、一九一四年「の訪問」当時には生じていなかった。

(1)「いずれの場合にせよ「マリー・アデレード大女公に対する」批判の声は大きくなかった」という反論、および(2)「ドイツ皇帝欽待問題は」後日になってでっち上げられた非難であり、「非難は終戦後、連合国の側から始めて提起されたものである」という(右記の)パウル・ドステルトの主張の二点は、旧稿で示したJ・キルトは正反対の論説である。この両者の相違点を如何に評価すべきか困惑する。しかし、大公制を巡る論者の判断が、イデオロギー的対立の渦中にあることを、元共産主義者J・キルトと保守的傾向を持つパウル・ドステルトとの、正反対の見解は示している。つまり本稿は、「旧稿の補訂」をも意図して執筆している。旧稿とは異なる資料を発見した以上、相互の「矛盾」にもかかわらず、異なる視点の存在を、提示する課題を負っていると自覚している。

しかしパウル・ドステルトによれば、総じて「第一次世界大戦後の新しい出発」は、肯定的に評価せざるをえない。つまり「第一次世界大戦後の大公国にとつての政治的な新しい出発は、新大女公シャルロッテのみならず、あまねくその国民全般にとつても、堅固なものであるべきであった。新しい国民議会が制憲議会として基本的な憲法改正(作業)に着手した。こうして「婦人参政権をも含んだ」普通選挙権」と並んで、今や「国民主権」の原則が憲法に(明示的に)書き加えられるに至ったのである。

(二) ルクセンブルク大公国にとつての両大戦の意味の比較

(a) 類似点——中立政策——

パウル・ドステルトが力説するように、第二次世界大戦当時の中立問題は、この(第一次世界大戦)当時と「比

類しうる類似例 (Parallele)」を生ぜしめた。「一九四〇年当時にドイツ占領軍の兵士は、皮肉を込めて、『ドイツ軍が進駐して入城する以前に敗北を認め、国家としての中立政策を放棄せよ』と、ある程度ルクセンブルク政府に伝えて、ルクセンブルク政府を非難した。ルクセンブルク政府が、ドイツ軍の侵入・侵略に対抗して、フランス政府とイギリス政府に対して『救援を求める声明』を発したことは、ドイツ軍の側からすれば中立政策を侵犯したも同然であると解釈された。例えば一九四〇年五月一〇日の朝、ルクセンブルクの外相ヨーゼフ・ベッチ (Joseph Becht) はドイツ国防軍が外相の事務所を踏み入れる直前に、ルクセンブルク政府官邸にいたルクセンブルク政府の官房長官アルベルト・ヴェーラー (Albert Wehrer) に電話を入れて、『フランス政府とイギリス政府に対して』「救援」を求めるように伝えたことは明らかであった。そして、ドイツ軍がローディングゲン (Roddingen) —— フランス語で Rodange と称するこの小町は、ルクセンブルクとドイツの国境側ではなく、反対に、ルクセンブルク・フランス・ベルギーの三国の国境線が接する地点に位置する。⁽¹⁷⁾ これは、この時、辛うじて大女公が亡命できたことを物語る史実であろう。——に侵入した時に初めて、大女公シャルロッテもルクセンブルク領土を後にした」のである。

(b) 相違点 —— 社会党と独立問題 ——

しかしながら、パウ・ドステルトは、第二次世界大戦直前の数年間の政治状況に、一九一八年と一九一九年の危機的状況から生じた「直接的な帰結」は認めているが、(第一次世界大戦直前と)「比類しうる類似例」は認めていない。すなわち「一九三七年に実施され「一種の反共法の導入を否決して、社会党が勝利を収め」た国民投票⁽¹⁸⁾

後、ルクセンブルクでは一定の範囲内で、三党連立政権が形成された。社会党も、政権担当責任という点では安定化に寄与する要素となつて、連立政権に参与した。「一九三七年に連立政権に参加するまで」永きにわたつて社会党は、社会党の政策・態度によつて、第一次世界大戦後に国家の独立が危殆に瀕せしめられたという「保守勢力からの」非難を被つてきた。社会党は第二次世界大戦直前になつてようやく、自党の信用を回復させることができた」のである。

それにもかかわらず、第二次世界大戦終結後の大公国の状況は、如何なる意味においても、一九一八年の第一次世界大戦後の状況と、決して同一視できるものではない。パウル・ドステルトの総括によれば、「第二次世界大戦終結後には」ルクセンブルクの独立に対する批判は、決して再び提起されなかつた。一九一八年と一九一九年にはフランス側からこの問題が意図的に提起されたが、第二次世界大戦の進展に伴つて、ルクセンブルクは「今回は」自主的にきちんとした対抗措置を採つた。第一次世界大戦後、とりわけパウル・エイシエン首相の逝去後、ルクセンブルクでは政治的に「危急存亡の秋」を迎えた。この「危急存亡の秋」は、ルクセンブルク国民が「一九一九年九月の」国民投票で採つた態度によつて終止符を打つたとはいへ、究極的に政治家自身によつてのみ「再び正常な状態に回帰せしめて」解決しうるものであつた」。

(三) 亡命政権と抵抗運動の勝利

「第二次世界大戦中にルクセンブルクにとどまることを自発的に選択した政治家達、とりわけ国会議員達は、もはや自らの政治活動に自由に従事することはできなかつた。ドイツの意を汲んで働くことを拒否した後で、ルクセンブルクに残された政治家達は、あらゆる政治活動を禁止された。少なからぬ政治家達が逮捕され、他の政治家達は疎開先から帰つてこなかつたし、その後若干名の政治家達は（強制的に）移住させられた。多くのルクセンブルク国民にとって、大女公とその政府の逃亡（亡命）が持つ真の意図は当初、理解できないものであつた。ルクセンブルク国民は政府からの何の指示もなく、見捨てられて、独り取り残されたように感じた。この政治的真空状態の下で、当然、直ちに国家の独立を問う問題が提起されて、一九四一年の国民投票¹⁹で独立問題に対する極めて明白な回答が示された」。

それは政治的に再充填されることを叫び求める、一つの政治的真空状態であつた。ドイツ占領軍当局は自らの利益になるように、この政治的真空状態を充填しようと努めた。ルクセンブルク国内のドイツ占領軍当局に対する協力者達は、当然、独立問題を自分達とドイツ占領軍側にとって有利になるように確定しようと試みた。そこで、ルクセンブルク大公国の独立を想起させるものは、全てドイツ占領軍側の意向で破壊し尽くされたのである。

あたかもルクセンブルクという一つの独立国家が、未だかつて一度も存在したことがなかつたかのように、またルクセンブルクの国民感情や愛国心が、かねてより全く存続してこなかつたかのように、ドイツ軍占領政策上は振る舞われた。その際に再三再四にわたつてルクセンブルクにおけるドイツ統治の歴史が示されて、特にルクセンブルク国民がドイツ皇帝位に対して政治的に敬意を払ってきたという史的事実が指摘された。このような歴史的論証に対して、時としてルクセンブルク国民は反論しなかつたが、決して安々と承服したわけではなかつた。

この時のルクセンブルク国民の断固とした「ドイツ軍の統治に対する拒絶の」態度は、今日の少なからぬ分析者にとつて謎めいたものに映るかもしれない。しかし歴史家（パウル・ドステルト）にとつては、ルクセンブルクの国民感情がドイツ軍の（再）侵攻・（再）侵略までに着しく変化したことを、以下のように回顧して立証することができた。「ルクセンブルク国民は、一九世紀後半において隣国に対して主として消極的な立場を取ることを常としてきた。『例えば』我々はドイツ人には決してなりたくない（Mir wille jo keng Preis gin.）」と。しかし今世紀の二〇年代と三〇年代に入ると、国民（民族）感情が（著しく）⁽²¹⁾ 興隆したが、これは例えば「外国人に対する憎悪」といった『民族主義的な腫瘍』と時として無縁ではなかった。「しかし」『我々は他の全ての国民と同様に一つの国民である（Mir sin e Vollek wai di aner.）」⁽²²⁾ という納得がゆく事実が（建設的な）道を切り開いた。そしてとりわけルクセンブルク国民が物質的に繁栄するにつれて、こうして、場合によってはかつて生じた『他者に対する支配関係を追求する欲求』が消えていったのである」。

一つの根本的な確定的事実を、ドイツ占領軍と占領軍協力者は誤解していた。パウル・ドステルトはその帰結を以下のように回顧している。「ルクセンブルク国民の中に自発的支持を喚起する（ことを目的とした）、ドイツ占領軍側からのあらゆる試みは失敗に終わった。この試みには、「ナチス秘密情報機関である」国民ドイツ運動（VdB: Volksdeutsche Bewegung）⁽²³⁾ への『自発的』加入、勤労奉仕、ドイツ国防軍への志願が含まれていた。『自発的応募』に賛同して応じた最初にして最後の志願者は、専らドイツ占領軍協力者とナチ党同調者に限られていた。このような状態はナチ党大管区長官にとつては不満足であり、そのことを証明するかのよう⁽²⁴⁾ に、勤労奉仕とドイツ国防軍への強制的召集が実施された。「しかし、ナチ党大管区長官は」ルクセンブルク国民の（消極的な）抵

抗を（完全には）制圧しきれなかった」。

しかし政治的真空状態は、ドイツ占領軍にとって有利な結果になるように充填されるべく試みられただけではなかった。反ナチス抵抗運動もまた、ルクセンブルク国民にとって行動規範を与えるべく着手されていた。その際に抵抗運動が、一九三〇年代に育成・強化された国民感情に訴えることができて、その結果、その訴えが至極当然にも国民的な反響を生んだことは、（積極的な）抵抗運動従事者にとっては有利に働いた。

「抵抗運動は『ドイツ側の宣伝に対抗する』反対宣伝を敢行した。抵抗運動は、ルクセンブルク国民のドイツ人 (Preisen) に対する反感を、その反対宣伝のために利用し尽くすことができた。抵抗運動は、全てのドイツ的なものと、とりわけナチズムに対する拒絶を言明した。抵抗運動がどれだけしばしば古い反ドイツ感情にも立脚していたかを、占領者に対する標準的呼称は今日なお示している。占領者は『ナチ』⁽²⁴⁾以上に悪い評価を得ていた。つまり、典型的には、『ドイツ人売国奴 (Houre Preiss)』と酷評されていたのである。

ドイツ軍がルクセンブルクに侵攻・侵略して以降、生じた（政治的）真空状態は、「社会的に知名度がある」新しい名前と新しい顔をも生み出した。パウル・ドステルトの解説によれば、「まず第一に、不当利益 (Bereicherung)」、出世中毒症 (Karieresucht)、社会的昇進 (sozialer Aufstieg) が、明らかに主たる動機付けであった。ドイツ占領軍協力者において。しかし（他方で）抵抗運動に携わったあまたの人々も、それまで政治的な活動家ではなかった。（だが）確かにドイツ占領軍協力者達は、徒に直接的な物質的・不当利益のみを求めていた」のである。

(b) 一九四一年以降——BBCラジオ放送の伝播——

一九四一年以来、亡命政権が積極的に抵抗運動に参与するようになった。ルクセンブルク語で発信される英国放送協会（BBC）のラジオ放送が、ルクセンブルク全土に繰り返し、繰り返し伝播された。パウル・ドステルトによれば、「なるほど、BBCを通じて抵抗運動を呼びかけた」「亡命政府の」声明に対する非難を、戦後、いやになるほど「我々は」聞かされた。その非難によれば、亡命政府は軽率に、また責任感なくルクセンブルク国民が「自己犠牲に徹して、抵抗運動に参加すべし」「ドイツ人に屈服せずに抵抗すべし」(de *Präsen de Basse helen*)⁽²⁵⁾と声明を発していたというものであった。だが、このような非難「の存在」は、まず第一に、亡命政府のBBCラジオ放送による声明がその効果を失っていたことと、このBBCラジオ放送がルクセンブルク国民の脳裏に焼き付いていた、という動かし難い事実を証明するものではなかったか」と言うのである。

そして更に、細部にわたる一つの事実をパウル・ドステルトは強調して、以下のように言う。「一九三〇年代に大女公が、ルクセンブルクのラジオ放送を通じて「国民に対して」定期的に話しかけたことがあったかどうか、私は知らない。更に一九三〇年代当時にはまだ、大女公の声が本当は「国民の間で」十分に知られていなかったのではないかと、私は疑念を懐いている。しかし今や事態は一変した。大女公シャルロットとルクセンブルク国民の親密な結びつきが、BBCラジオ放送によって確立された。大女公シャルロットは、自身の非常な危険の中で密かに聴き継がれた、極めて注目された「ルクセンブルク語による」演説を媒介として、議論の余地なく一国の女性領主として成熟していき、そのことで、ルクセンブルク国民が一九四五年四月一日に勝利の中で、大女公を迎え入れる準備をなしたのである」と。

戦争の終結に際して抵抗運動は、ナチスが創り出した「政治的」真空状態を充填することに成功した。パウル・

ドステルトによれば、以下のように、戦争の終結は、劇的な変化を生ぜしめる契機となった。「国民ドイツ運動」と、ドイツ占領下のルクセンブルクにおいてナチス秘密情報機関所属員は名乗っていたが、彼らは一夜にして当地では消滅した」のである。

(c) 一九四四年九月一〇日——アメリカ軍による解放——

一九四四年九月一〇日のアメリカ軍部隊による解放は、ルクセンブルクにおいて言葉に表せない程の歓喜を呼び起こした。しかし現実の状況は「今なお」愕然とさせるものが残っていた。すなわち、約二万人のルクセンブルク国民が、当時、まだ帰国していなかった。多くの国民がドイツの監獄、強制収容所、(強制的)移住先にいるか、ドイツ国防軍に所属していた。数百名がさらに五月八日までに、その上その後においてさえも命を失い、生きて再び故郷の地を踏みしめることはなかった。

解放の日以降も同様に、政治的現実「における変化」は、その結果を伴わずにはおれなかった。戦前に召集されていた議会はもはや議決能力を失っていた。すなわち、戦死、逮捕、(強制)移住、および若干の事例の占領軍への協力が、国民議会に著しい損失をもたらしていた。

なるほど抵抗運動従事者と占領軍への協力者は、共にルクセンブルクでは少数者であった。だが「絶好の機会が到来した時には、ドイツ軍の侵入・侵略直後よりも多数の抵抗運動従事者がいた」と、パウエル・ドステルトは強調する。「戦時中、国民の大部分は戦争の終結を待ち続ける行動をとった。確かにこのような待望者は決して純粋に受動的ではなかった。戦争の期間中ずっと、抵抗運動への共感は明らかに圧倒的であった。このような肯定的な環

境なくば、抵抗運動（の遂行）は不可能であった」。

「ナチスの冒險的企図が如何なる終結を迎えるかが、誰の目にも明らかになるにつれて、抵抗運動の目的もいっそう明確になった」と、とパウエル・ドステルトは言う。更に続けて、「ルクセンブルクが（解放されて）再び自由を獲得することは、一九四三年には（万人にとって）明らかとなった。抵抗運動は直ちにその場合「すなわち、ルクセンブルク国土が解放された場合」に考慮されるべき優先順位を考案した。その結果、国家の独立の再建と、ドイツ占領軍協力者を国家（機構）から排除することが、優先順位の第一番目に位置することとなった」。

「しかしまた国家の政治的再組織化という問題も提起された。多くの者にとって、ルクセンブルクが解放された場合には、一九四〇年五月九日にルクセンブルク「の国家の機能」が停止した所から、これまで通り再スタートすることは結局できないということが明らかであった。『古い』政治家は役に立たず、新しい政治家によって交代されねばならない、という基本方針が了承された。『このように判断する者にとって』抵抗運動従事者は、ルクセンブルクを今後導いていく新しいエリートとなるべきであった」。

しかしながら、すべての見解と分離して考えられない、もう一つの見解があった。すなわち「これに反して、戦前の政治家達と亡命政権の閣僚達は、彼らの政治がそれほど悪いものではなく、それ故に占領期間を政治的中断に相当すると——少しも不適切ではないが——みなしていた。確かにルクセンブルクの解放は、ある種の「改革」を実現するために用いられてしかるべきではあるが、それは一つの「革命」に至るべきではなかった。今日、歴史の隔たりを経て明らかになったことは、すべての政府は誤りをおかすものであるという（一般的）事実と、亡命政府も少なからぬ数の『正当化できない非難』を被る羽目に追い込まれたという（具体的）事実の二者である」と。

「戦後ルクセンブルクにおける、このような「抵抗運動の従事者」という新勢力と亡命政権の閣僚という旧勢力との」権力闘争の終結にとって決定的であったのは、おそらく抵抗運動の内部分裂である。抵抗運動従事者、とりわけ『共同体 (Union)⁽²⁶⁾』派の抵抗運動従事者は、すでに早くからLPPD派の強制収容所体験者によって、『共同体派』は余りにはなはだしく権謀術数をしたと非難されていた。多くの抵抗運動従事者にとっては、連帯によって刻印された一つの社会という戦後政治の『理想主義的なイメージ』が、圧倒的に支配的であった。つまり抵抗運動従事者達は、すでに以前から再び組み込まれていた利害関係の対立 (Interessenkonflikte)⁽²⁷⁾ に対して、全く理解を示さなかったか、あるいは、示したとしてもわずかなものであった。そこで、抵抗運動従事者達は、亡命政府に対するしばしば激しい非難「という野党の立場」においてのみ、当面、一致できたに過ぎなかった」のである。

ドイツ軍のルクセンブルクからの撤退に際して『共同体派』が存在したことは、差し当たって決定的な意味を持った。他の権威者の不在の間、『共同体派』は自警団を駆使して警察権力を握り、秩序と治安の維持に務めたからである。

(d) 一九四五年四月一四日——大女公の帰国——

「亡命政府の帰還後、亡命政府の閣僚は、自らこそが今や再び法に則った正規の権威者であると主張した。そのために最初の紛争が生じた。亡命政府の活動は、即座に欲求不満を醸し出さずにはおかなかった。なぜなら、抵抗運動を構成する様々な分派が、それぞれの分派ごとの自己理解に依拠して、自分たちの要求が十分に考慮・斟酌されていないと感じていたからである。また同様に、ルクセンブルクの(強制)収容所体験者、抑留者、戦時捕虜が帰

困するに及んで、喧々囂々けんけんしょうじょう、侃々諤々かんかんげつげつたる非難の嵐が生じた。しかし、その他の政府に対する非難は（真に）困惑させるものではなかった」。

政治的に不安定であったこの時期に、「円形都市（Rundstedt）への攻勢」——「円形都市」とは、半円状の運河に囲まれた人工的な都市・アムステルダム市を指す⁽²⁸⁾。なお、全オランダが解放されたのは、第二次世界大戦の最も末期の一九四五年五月七日のことであった⁽²⁹⁾。また、オランダの首都は通常、アムステルダム市と言われているが、政府と王宮の所在地はハーグ市にあり、そのためか駐オランダ・日本国大使館もハーグ市に所在する。したがって正確には、アムステルダム市とハーグ市の両者が首都である。——は、厄介な出来事であった。内政上の理由に加えて、今や軍事的な理由が、政府の諸決定にとりまします重要になった。パウル・ドステルトによれば、政府は政府が正に獲得しようと求めていた自由な活動領域で、極端に活動を制限されたのである。すなわち「安全保障上の理由で、例えば駐留アメリカ軍の長官に対しては、もはや常に通行許可書が交付されなくなり、かくして自由にルクセンブルク領土内を移動できなくなった。駐留アメリカ軍部隊に対する安全保障上の「理由による通行許可書の不交付という」外傷は、大女公の帰還のための治安上の予防措置を取る場合にも「その結果として十分な予防措置を取れずに」判明したことであるが、その因果が応報して、ルクセンブルク政府当局にも跳ね返ってきた」のである。

「第一次世界大戦後の第一回目の解放に続く」第二回目の国土の解放は、政府に未解決の問題を多く残した。そして政府は、一方で、未だに一連のそれ自身の問題に直面し、他方で、政府に対して様々な反対を表明する内政上の諸要求に応えて、遂にはそれに反応して『諮問会議（Assemblée consultative）』が召集された。（『諮問会議』

の召集により）戦前のルクセンブルクや抵抗運動従事者達から有能な人物を参入せしめることによって、当面の間、政府は人々の興奮を沈静化させた。だが、他の懸案も切迫していた。すなわち「ルクセンブルクにおける新秩序は、亡命政府にも新しい仕事を与えた。戦時中における諸外国の様々な政治的潮流との邂逅は、個々の大臣をして、ルクセンブルクは少なからぬ数の、とりわけ社会的次元での改革を必要とする、という意識を喚起せしめた」からである。

「社会的次元でのこれらの諸改革と並んで、国土の復興や経済的再建、またドイツ経済への著しい依存症を解消せねばならないという——一つの経済構造改革問題、ルクセンブルク陸軍を巡る安全保障政策上の論議、および——CSV（キリスト教社会国民党）所属のヨーゼフ・ベッヒ外相⁽³⁰⁾の所轄領域である——対外政策の正常化が、政治的論議「の中心点」を規定していた」。

「一九四二年以来J・ベッヒ外務大臣にとって、ルクセンブルクの進路が中立政策⁽³¹⁾を出発点として導かれなければならぬことは自明なことであった。『国際社会(Société des Nations)』の終始一貫した擁護者として、ベッヒ外相は国際連合という新しい世界組織への加盟に専念した。一方で国連の萌芽期にベッヒ外相は、より確実な安全保障を約束した。他方で戦時中、「亡命先のロンドン、カナダのモントリオール等の米大陸の各地で」幾度となく、『ルクセンブルクは自ら軍事的貢献をしているのかどうか』という問題を提起されたことは、ベッヒ外相にとって全く同様に苦痛であった。ベッヒ外相は、この点を自覚せざるを得なかった。この件についてベッヒ外相は、大いに苦慮した末に、兵役の導入⁽³²⁾に賛同するに至ったのである」。

(e) 一九四五年一〇月二日——戦後初の総選挙——

一九四五年五月八日は、一大変革が全幅の規模で着手された日である。パウル・ドステルトによれば、「このことは、ルクセンブルクではこの日が、諸外国とは異なつて、決して特別に祝われないことを説明する」。戦後のルクセンブルクでは、一九四五年一〇月になつて初めて、平穏な日々が訪れた。すなわち、同年一〇月「二二日」の「総選挙においてルクセンブルク国民は、抵抗運動従事者達が掲げた要求には共感せず、戦前の政党「戦後になつて「キリスト教社会国民党(CSV)」と改称した「右翼党(RP)」と、戦後になつて「ルクセンブルク社会主義労働者党(LSAP)」と改称した「ルクセンブルク労働党(APL)」の、二党からなる亡命政権の閣僚」に多大の支持を寄せた」からである。以上が「五月八日は祝祭日(≡祝勝日)ではない」と歴史家P・ドステルトが語つた内容である。

補足——ドイツ戦後政治との比較——

以下、ドイツの戦後政治と比較して、若干のコメントをさらに加えたい。

戦後のルクセンブルクにおいては、元抵抗運動従事者達という「政治的な素人からなる多元的集団(≡活動家)⁽³³⁾」ではなく、政党に所属する「政治家」に国民が信を寄せたことは特筆すべきであろう。これに対して、(西)ドイツの戦後政治においては、多数の元抵抗運動従事者達が政界へ進出した。しかもドイツの抵抗運動へ参加するにあつたの動機付けは、自由主義(Liberalismus)、社会主義、保守主義、宗教的またはヒューマニズムに基づく

人間観・世界観という、あらかじめ刻印されてきた政治的「伝統」を受け継ぎ、この「伝統」によって支えられてきた政治意識であった。⁽³⁴⁾つまり抵抗権とは（伝統的な民主政治制度を維持し、民主制の伝統への復帰を促すという意味で）保守的に用いられる時に、最も効果を発揮するということが、ドイツの抵抗運動には当てはまった。それ故に、「保守主義に基づく反ナチス抵抗運動」が生じる余地があったのである。その結果として、ドイツの抵抗運動は、進歩的な政治家のみならず、保守的な政治家をも戦後になってから、輩出することができたのである。

例えば、プロテスタントの神学者でもあるオイゲン・ゲルステンマイヤー (Eugen Gerstenmaier: CDU: キリスト教民主同盟) 連邦議会議長 (一九五四年一月から一九六九年一月まで在職) は、戦前・戦中において、ヘルムート・ジェイムズ・フォン・モルトケ (Helmut James Graf von Moltke) 伯爵を中心とする抵抗運動組織「クライザヴァー・クライス (Kreisauer Kreis)」に所属しており、ナチスの民族裁判所で禁固七年の判決を受けた経験を持つ。⁽³⁵⁾また、フランス人の母親を持ち、戦時中、リル (Lille) 市におけるドイツ軍政府の法律顧問を務めていた、後の連邦議会副議長 (一九四九年から一九六六年と、一九六九年から一九七二年まで在職) カルロ・シュミート⁽³⁶⁾ (Carlo Schmid: SPD: ドイツ社会民主党) の下には、仏レジスタンスとの接触を期待して、一九四一年一月一日以降、H・J・フォン・モルトケ伯爵が二箇月に一度程度の割合で訪問していた。⁽³⁷⁾こうしてみると、戦後のE・ゲルステンマイヤー連邦議会議長 (CDU) とカルロ・シュミート連邦議会副議長 (SPD) という、議会運営に携わった二大政党の巨頭は、一九四五年一月二三日に処刑されたH・J・フォン・モルトケ伯爵という、抵抗運動従事者を通じて旧知であったと言える。

一九四〇年五月から一九四四年九月という比較的短い期間に限って、ナチス・ドイツ軍に占領されたルクセンブ

ルクと比較するならば、ドイツの場合には、一九三三年一月にヒトラーが政權を掌握する以前に政治家であり、活動家ではなかつた者が、一九四五年五月まで一三年間の空白期間を経て、再登場することの困難性を考慮に入ればならないだろう。

例えば——一方で戦前において、ヒトラーの偶像崇拜國家觀を批判し、ナチスによつて殺害されたキリスト教牧師ディートリッヒ・ボンヘーファー (Dietrich Bonhoeffer) に、一九三三年三月に講演の場を提供して、ベルリン政治科大学の教職を解雇され、他方で戦後において、ユダヤ人大量殺戮 (Holocaust) の史実への反省と、ドイツ人の抵抗運動従事者が遺した反ナチ精神を心に銘記すべきことを力説した⁽³⁸⁾——テオドル・ホイス (Theodor Heuss) : FDP : 自由民主党 : 一八八四年一月二日生まれ) 連邦大統領 (形式的國家元首 : 一九四九年九月から一九五九年九月まで在職) は、元ライヒ議會議員 (一九二四年から二八年と、一九三〇年から三三年まで在職) であったが、一九四九年に連邦大統領に選出された時には、既に六五歳で、普通ならば年金生活に入る年齢であった。さらに——ナチス・ドイツの治安予防措置によつて、一九四四年八月二日に逮捕されてから同年一月二六日まで、ゲシュタポ (Gestapo : 秘密國家警察) の監獄に収監され、九死に一生を得た経験を持つ⁽³⁹⁾——コンラート・アーテナウアー (Konrad Adenauer : CDU : 一八七六年一月五日生まれ) 連邦首相 (政府内閣の首長) は、元ケルン市市長 (一九一七年から一九三三年まで在職) であったが、一九四九年九月に連邦首相に任命された時には、何と七三歳であり、一九六三年一〇月 (八七歳) まで連邦首相を務めたことを考えると、戦後 (西) ドイツ政界の長老支配が明らかになる⁽⁴⁰⁾。

要するに、E・ゲルステンマイヤー連邦議會議長 (CDU) が元々所屬していた、クライザウアー・クライスの

戦後構想は反ナチ・反共主義的であつた。⁽⁴¹⁾ カルロ・シュミット連邦議会副議長（SPD）は、新生SPD党内において右派に属し、反ナチ主義と反共主義⁽⁴²⁾を結合させる働きをした。⁽⁴³⁾ T・ホイス連邦大統領（FDP）は戦後の混乱期に、厭世的な世相に直面して、反ナチ・反共政策の遂行によって「常識」が確立される必要性を、反射的に主張した。⁽⁴⁴⁾ K・アーテナウアー連邦首相（CDU）は、戦後西ドイツの政権において、反ナチ・反共政策を推進した当事者であつた。⁽⁴⁵⁾ このように戦後の西ドイツ政治においては、「ナチス型全体主義」極右勢力に対する「反ナチ政策」と「ソ連型全体主義」共産党に対する「反共政策が組み合わせられて、政治的平衡感覚——これを東洋哲学は『中庸』⁽⁴⁶⁾と称してきたが——がある立場が指向されてきた。

なお、反ナチ抵抗運動によつて高揚したキリスト教「思想」が、政治の前面に出てくることに對しては、K・アーテナウアーも危惧を表明している。例えば、ベルクハイム郡CDU支部や——福音主義キリスト教徒が「反ナチ」の一点で糾合した、一九三四年五月三〇日の「バルメン宣言」の発祥の地である、バルメン教区を含むフツペルタル市の——フツペルタル支部の一部のCDU党员は、英国占領地区CDUの政党綱領に、「（キリスト教の）神が歴史および諸民族の支配者である」と書き加えるべきであると提案していた。この提案に反論して、英国占領地区CDUの政党綱領の起草者でもあるK・アーテナウアーは、「政教分離の原則」を尊重する観点から、政党綱領の文言は、より冷静で合理的な政治的考慮に基づくべきであるとして一蹴した。⁽⁴⁷⁾ つまり、右のような鮮明なキリスト教「思想」を、直截的に政治の世界に反映させるべきであるという、「活動家」に認められる特有の傾向は、ドイツでも反駁されたのである。

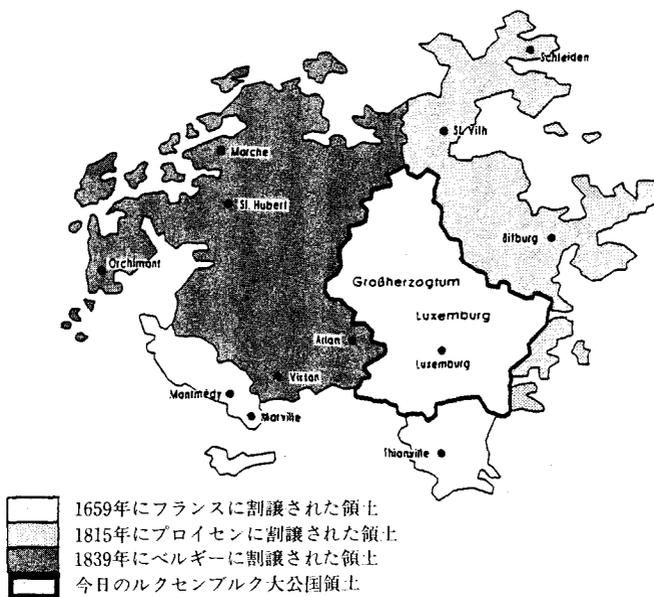


図1：中世以来のルクセンブルク国土縮小の歴史

本図はMichael Erbe, *Belgien-Niederlande-Luxemburg: Geschichte des niederländischen Raumes*, W. Kohlhammer, 1993, S. 267. による。

おわりに：六月二三日（大公
誕生日）の祝い方について

一九九六年六月二三日の大公陛下誕生日（Nationalfeiertag '96）も例年通りに祝われた。大公ジャン（Jean：一九六四年一月一日即位⁽⁴⁹⁾）と大公妃ジョセフィーヌ・シャルロット（Josephine-Charlotte）⁽⁵⁰⁾は、人口の多い繁華街を中心に訪問して、式典を祝った。これに対して、皇太子ヘンリ（Henri）と皇太子妃マリア・テレサ（Maria Teresa）は、ルクセンブルク北部に位置する二村を訪問した。すなわち、最小のコミュニティ（市町村）の一つであるエシェ・ザウアー（Esch-Sauer）とクレルファー（Clèrfer）州（カントーン）の最小の村・コンスツーム（Consthum）の二村を訪ねて、大歓声を受けた。⁽⁵²⁾ 大きな町だけでなく、最

小の村を尊重する大公家の姿勢は、欧州連合加盟国中、最小国である小国ルクセンブルクの立場を彷彿させ、親しみと好感を持たせる光景であった。さらにとりわけ中世以来、この小国は、一六五九年にはフランスに国土を削り取られ、一八一五年にはプロイセンに国土を割譲され、一八三九年にはベルギーに国土の面積のうち半分以上を分割・併合されて、やっとのことで独立を獲得した（「図1：中世以来のルクセンブルク国土縮小の歴史」を参照）。このように苦い経験を持つルクセンブルクにとって、これ以上の国土の分割・割譲は耐えられないことである。だから、一小村といえどもおろそかにはできない。この現実を物語る光景であったと言えよう。

注

(1) „Der 8. Mai war kein Feiertag...“ Gespräch mit dem Historiker Paul Dostert über die politische Lage Luxemburgs im und nach dem Zweiten Weltkrieg, „8. Mai 1945: Deutsche Kapitulation beendete Zweiten Weltkrieg in Europa“, *LUXEMBURGER WORT*, Samstag, den 6. Mai 1995, S. 7. 以下、膨大な量をこの文献から、専ら引用している。しかし、この文献以外からの引用のみを特に注に明記する。つまり、この文献からの引用については逐一、指示しない。なお、LW紙が保守的な新聞である（注(2)参照）ことから考えて、P・ドステルトは保守的な論客であると推定できる。さらに、P・ドステルトの研究・業績については、注(23)も参照。

(2) ルクセンブルク国内の日刊紙の傾向と発行部数について付言する。P・ハイン氏によれば、(1) *Luxemburger Wort* はカトリック的で、保守的な新聞である。LW紙は教会の教えを信奉し、教会と国家の分離政策に反対している。(2) *Tagesblatt* は社会民主党的な新聞である。(3) *Letzeburger Journal* は自由主義的な新聞である。(4) *Luxemburger Zeitung* (*Zeitung vum Letz. Vollek*) は共産主義的である。LZ紙は共産党(KPL)の新聞である。KPLは親ソ的であり、スターリン主義的であるが、ルクセンブルクの大公制度の維持に対しては賛成している。だが、KPLは今日では権力基盤を失っている。(5) *Gréngespoun* は緑の党の新聞である。*434 Norbert Lepsey/Wichard Woyke, *Belgien • Niederlande • Luxemburg: Politik • Gesellschaft • Wirtschaft*, Leske + Budrich, 1985, S. 203, Tabelle 13. これらは、発行規模(部数)は、(1) 七六五〇〇、(2)

二二五〇〇' (3) 一〇〇〇〇' (4) 五〇〇〇' (5) 発行部数不詳、の順番で次第に小さく(少なく)なる。

- (3) 栗原福也『ベネルクス現代史』(山川出版社・一九八八年)三〇三―三〇六頁によれば、「大女公シャルロットと政府要員はたにちにロンドンに逃れ、ついでカナダのモントリオールに移って亡命政権を樹立し」と記述されており、(また H. Michaelis/ E. Schraepfer, *Ursachen und Folgen: Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, Dokumenten-Verlag Dr. Herbert Wendler & Co., Bd. 18, S. 305. によれば)「シャルロットは 大女公を始めとする亡命閣僚の一行は、最初にフランス、次にロンドンを経て、アメリカ合衆国 (USA) に赴いた」と記載されているので、あたかも、「当初、英国のロンドンに、その後、カナダのモントリオール(ないしアメリカ合衆国)に、亡命政権が所在していた」かのような印象が与えられている。

だが、Ben Fayot, *Sozialismus in Luxemburg*, Bd. 2: von 1940 bis zu Beginn der achtziger Jahre, o. J. (1988?), ohne Verlagsname, S. 26, 43, Anm. 51. によれば、主として「労相のピエール(= 仏名) ならしベーター (= 独名) ・クリエール (Pierre/Peter Krier: 労働党: ルクセンブルク社会主義労働者党の戦前における前身) は外相のヨージェフ・ベッヒ (Joseph Bech: 右翼党: キリスト教社会国民党の戦前における前身) と共にロンドンに留まり、法相のヴィクトール・ボードソン (Victor Bodson: 労働党) は首相兼蔵相のピエール・ペーター・デュボン (Pierre/Peter Dupong: 右翼党) と共に (カナダの) モントリオールに移動した」と記載されている。つまり、ルクセンブルク「亡命政府は、亡命の間、(亡命政府の安全を確保する為か) 暫定的に二つの所在地を持っていた」のである。

しかし、この二箇所の所在地という変則的な所在形態は、両亡命政府間の連絡を困難にした。つまり、戦時中、(大西洋を越える) アメリカ(大陸) と英国間の移動は「一つの旅行」を意味したからである。例えば、P・クリエール労相は一九四一年一月から一九四二年六月まで合衆国とカナダに滞在し、P・デュボン首相(兼蔵相) は一九四二年四月―五月にロンドンに向って来ている。一九四一年八月には V・ボードソン法相がロンドンに出掛け、P・クリエール労相は一九四四年には再度合衆国に滞在し、さらに J・ベッヒ外相は何度かモントリオールに出張していると、この旅行の事例は続く。本文の後段でも、「英国の BBC ラジオ放送により、亡命政権と大女公シャルロットが、反ナチ抵抗運動を指導した」との主旨が記載されている。したがって、亡命政府の一部はモントリオールに、他の一部はロンドンに所在していた」と言うのが正しいのである。なお、野党・自由党の政治家達は、主としてロンドンに滞在していた。(B. Fayot, ebd. (Anm. 3), Bd. 2.)

- なお一九三七年に成立した、右翼党 (RP) とルクセンブルク労働党 (APL) との連立政権以来、P・デュボン首相兼蔵相を、J・ベッヒは外相を務めていた。右翼党 (キリスト教社会国民党) 内で、P・デュボン首相兼蔵相は「社会国家派」の代表者であり、J・ベッヒ外相は「保守派」の代表者であって、両者間で勢力均衡が計られていたと言った (Ben Fayot, *Socialismus in Luxemburg, Bd. I: Von den Anfängen bis 1940*, C. R. E. S., 1979, S. 435-436)。
- (4) 拙稿「一九一九年九月二八日のルクセンブルク大公国国民投票——議会外野党の行動を契機として——」『早稲田社会科学研究所』(一九九五年) 六一—一〇三頁。
- (5) Josiane Kartheiser, *Luxembourg: Die Stadt · La Ville · The City*, Guy Binsfeld, o. J., S. 133.
- (6) 「二八六七年五月、ルクセンブルクの問題を解決してヨーロッパの平和を維持するため、オーストリア・ロシア・プロイセン・フランス・イギリス・ベルギー・イタリアの列強 (七箇国) はロンドン会議を開催し、ルクセンブルクの永世中立と列強による集団的保障、プロイセン軍のルクセンブルク要塞撤退と要塞の武装解除を定め、ここにルクセンブルクは独立した永世中立国になることができた」。(栗原福也、注 (3) 前掲書、一三三頁。)
- (7) 「右翼党」とは、英語で「Party of the Right」、独語で「Rechtspartei」、仏語で「Parti de la Droite」の訳語である。日本では「右翼」ないし「左翼」と言うと、悪いイメージを持つ人もいるかもしれない。だが、この場合、かようなイメージとは無関係に使用している。なお、スウェーデンで「左翼党 (Vänsterpartiet/VP、独語で Linkspartei)」と言えば、一九九四年九月の総選挙で二二議席 (六・二%) を獲得した、旧共産党の呼称である。同様にノルウェーにおける一九九三年九月の総選挙では、「社会主義左翼党 (Sosialistiske Linkspartei/SVP)」と称する政党が二三議席、「自由左翼党 (liberale Venstre-Partei)」という名称の政党が一議席を得ている。(Der Fischer Weltatmanach 1996, Sp. 502, 590) このように欧州では、「右翼党」ないし「左翼党」という呼称を用いる場合もある。
- (8) 一九一九年に右翼党の絶対多数政権が誕生する以前に、一九一六年二月二四日のV・トルン (V. Thorn) 政権 (自由主義者、社会主義者、無所属、カトリック連立内閣) と、一九一八年九月二八日の (自由主義者、右翼黨員、(社会) 民主主義者の三大政党の全てを糾合する) E・ロイター政権は、「国民連合内閣 (Kabinette der nationalen Union)」を組閣して、第一次世界大戦後の政治的危機に効果的に対処しようとした。(Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg*, Studienverlag Dr. N. Brockmeyer, 1986, S. 38) 特にE・ロイター内閣は、P・エイシエンが一九一五年に逝去して以来、教権主義者達が少数派内

閣を運営し、不幸な実験と内紛を重ねた後で、国民的和解の精神に基づいて組閣された。社会民主党の閣僚 N・ウアルター (Nicolas Walter) に代れば、「国民連合内閣 (Kabinett der nationalen Union)」ないし「国民連帯内閣 (Kabinett der Solidarität)」と呼称されている。また、この内閣は食糧の調達を当面の主たる任務としたと言つ。 (Ben Fayot, ebd. (Anm. 3), Bd. 1, S. 151, 154-155.)

なお、B・フアヨット (あるいは「フアジョット」と読む方が正しいかもしれない) の本職は、パリ政治学研究所 (Parisser Institut d'études politiques) において学位 (博士) 論文を修めた、社会科学系の教授である。同時に彼は、一九七八年以降、ルクセンブルク社会主義労働者党 (Letzeburger Sozialistesch Arbechterpartei) の幹部会メンバーであり、一九八五年以来、L S A P 総裁である。一九八四年から一九八九年まで、ルクセンブルク国会議員であり、一九八九年七月二十五日以来、ルクセンブルク選出の欧州議会議員を務め、また、一九九四年以来、欧州議会の社会民主党議員団・副団長を務めている。更に、一九八一年以来、ルクセンブルク市の市参事会会員である。(Europäisches Parlament: Informationsbüro für Luxemburg, *Wer ist Was im Europäischen Parlament*, Juli 1995, S. 5.) なお、P・ハイン氏によれば、一九九七年の欧州議会議員任期満了時に、B・フアヨット氏は政界から引退する予定であると言つ。

(9) Ben Fayot, ebd. (Anm. 3), Bd. 1, S. 81.

(10) この国民投票の結果の反して、ヘルギーとの関税同盟が締結されたことについては、拙稿、注(4)前掲論文、九五頁、注(7)を参照。

(11) Jean Kill, *1000 jähriges Luxemburg: Woher? Wohin?*, C. O. P. E., 1963, S. 172-183.

(12) 本稿と旧稿の間での、相異なる資料の間での、矛盾は否定できない。しかし、「矛盾」しているから必ずしも悪いとは判断してはならない。なぜなら、君主制(大公制)という係争点においては、分析者の間で一八〇度異なる分析結果を招くことが往々にあるからである。両者をなるべくそのままの形で提示して、その善し悪し判断は読者の各自に委ねる方針で、本稿は執筆したいと思つ。

(13) アドルフ大公は一八一七年生まれ。一八三九年から一八六六年までヘッセン州ナッサウ公を務めた後、一八九〇年に(七三歳で)ルクセンブルクの大公となった。一九〇五年崩御。(Michael Erbe, *Belgien-Niederlande-Luxemburg: Geschichte des niederländischen Raumes*, W. Kohlhammer, 1993, S. 328.)

(14) ウィルヘルム四世は一八五二年生まれ。一九〇五年にルクセンブルクの大公となり、一九一二年に崩御した。(M. Erbe, ebd. (Ann. 13), S. 328.) なお、オランダ王国のオラニエ家皇太子で、フリースランド総督であった、ウィルヘルム四世(一七二一年生まれ。一七五一年逝去)とは別人である。(Ebd., S. 329.) また、一四九三年に生まれ、一五五〇年に逝去したバイエルン公のウィルヘルム四世とも別人である。(Hirsg. v. Verlag Ploetz, *Der Grosse Ploetz*, 31. Aufl., 1992, S. 640.) 更に「ジョージ四世の後を継いで、一八三〇年に英国国王に就いた」ハノーヴァー朝のウィルヘルム四世(生年一七六五年、没年一八三七年)とも別人である。(Ebd., S. 796, 799.) ウィルヘルムと名の付く皇帝、国王、大公、公は、*Der Grosse Ploetz*の索引 S. 1764を見ただけで二三名に及び、この名前が由緒あるものであることをうかがわせるが、我々外国人・東洋人には、にわかに判りにくいものようである。

(15) マリー・アテレード(生年一八九四年、没年一九二四年)個人が、ルクセンブルクにおける「最初のカトリック教徒」の大公であったことの政治的含意については、拙稿、注(4)前掲論文、七二―七七頁を参照。

(16) 「ドイツ皇帝歓待」問題については、拙稿、注(4)前掲論文、六九―七二頁を参照。

(17) *HB: Bildatlas 62: Luxemburg*, HB-Verlag, 1987, S. 88.

(18) この一九三七年の国民投票とは、一九三七年六月六日に行われた「秩序法(Ordnungsgesetz)」別名「言語統制法(Maulkorbgesetz)」を巡る国民投票を指している。(Fayot, a. a. O. (Ann. 3), Bd. 1, S. 402.) ルクセンブルク労働党は、一九三七年の国民投票に勝利した(すなわち、ルクセンブルク国民が、この一種の反共法制を、この国民投票によって否決した)後で、政権参加の道を歩むことが容易になり、一九三七年から連立政権与党となった(Fayot, ebd., S. 431.)。

一九三七年の国民投票に際して右翼党の「選挙標語」は「我々は赤いテロを望まない、だから右翼党を選ぶ」と、明記していた(Fayot, ebd., S. 430.)。これに対して左翼の「反対標語」は、「ニュルンベルク消印の言語統制法に反対(Nein)を」と、反論していた(Fayot, ebd., S. 426.)。この「ニュルンベルク消印」という表現は、一九三五年九月に公布された「反ユタヤ民族法制」である「ニュルンベルク法(Nürnberger Gesetz)」(Ebeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 4, Westermann, 1982, S. 165.)の影響を受けた、「ユタヤ人弾圧」「少数反対意見に対する弾圧」等の不当性を糾弾するものである。【なおバイエルン州ニュルンベルク市は、第一に、一九三八年九月に約一五万人を動員したナチ党の党大会が行われ、九月一二日にヒトラーが反テューロ演説を行った都市でもある。(William L. Shirer, *The Rise and Fall of the Third Reich*, ウィリ

アム・L・シャイラー著、井上勇訳『第三帝国の興亡(2) 戦争への道』(東京創元社・一九八〇年)一三二—一三三頁参照。)第二にバイエルン州ニュルンベルク市は、第二次世界大戦後、ナチスの戦争犯罪(正確には、ユダヤ人大虐殺・ホロコースト(Holocaust))に対する判決を、一九四六年九月三〇日と一〇月一日に下した、国際軍事裁判(いわゆるニュルンベルク裁判)が行われた都市でもある。】またこの時、左翼のピラには、「選択するのはたやすい。右翼は賛成(Za)。左翼は反対(Nein)」。右翼は奴隷状態を意味し、左翼は自由を意味する」と、単純明瞭に有権者に訴えていた(Rayot, a. a. O. (Anm. 3), Bd. I, S. 427)。要するに、ルクセンブルク国民の過半数が左翼が主張する「反対」を選んだのは、その社会主義的政策の故ではなく、むしろその「自由を擁護する健全な精神」の故であった。このようにはっきりとした対比を打ち出した左翼が、有権者により強くアピールしたことは当然であろう。

こうして労働党は連立与党となった。しかし労働党の政権参加は、急進的な左翼(共産党と労働党内左派)にとつては、専ら党勢を向上させる好機とはならなかった。むしろ、それは次の道を意味していた。

フランス国境沿いの(左翼が従来から強い)南部の二つの都市で行われた、一九三八年三月一三日のディファリンゲン(Diiffaringen)市と一九三八年八月七日のリューメリンゲン(Rhmelingen)市の市参事会選挙では、共産党が労働党に「統一リスト」の実現を提案した。この提案を労働党は拒否した。だが、左翼市政の結成を目指すという共産党の目的は、両市の選挙結果においては、ほぼ実現した。つまりディファリンゲン市の選挙では、労働党九議席、右翼党・急進リベラル党五議席、民主統一リスト(共産党)一議席となった。そこで労働党は一党で市参事会・執行部を構成した。またリューメリンゲン市の選挙結果は、労働党四議席、右翼党四議席、急進リベラル党一議席、共産党二(十二)議席で保革伯仲状況にあった。そこで労働党と共産党は、ヘンリ・リュック(Henri Lück)市長を中心に、第一副市長を共産党員、第二副市長を労働党員とする市参事会・執行部を形成した。

だが一九三八年一〇月になってJ・ベヒ内相(兼外相)は、共産党系の市参事会の指名を拒否した。やむを得ず労働党(主流派)は、一九三八年末に右翼党と連立して市参事会・執行部を構成した。こうして労働党と共産党の間に亀裂が生じた。共産党は、労働党を「裏切り者」とののしった。他方で共産党は、モスクワに忠誠を誓った偏向路線を修正せずに、労働党との関係改善を指向するという、ちぐはぐな状況にあった。つまり、一般に共産党が自党のみを専ら良しとする、独善的主張はここでも是正されなかった。

その後一九三九年九月二八日に独ソ友好条約が締結されて、事態は風雲急を告げる。モスクワ偏向・ルクセンブルク共産党は、西ヨーロッパ民主主義国の反ファシズム陣営と、ファシズム陣営を「同等視」するの至り、ソ連のイデオロギー的態度に極めて忠実に、西側資本主義国家とファシズム列強国の間に、さして相違がないとみなした。一九三九年十一月一日には、ソ連がフィンランドに対し「侵略」戦争を開始した。その結果、フランスでは共産党が禁党処分に処せられた。ルクセンブルクでも労働党内部には、親ソ共産党の行動に対して強い反感がわき起こった。既に一九三九年九月八日には、労働党指導部は労働黨員と、ソ連友好同盟や赤軍シンパ (Roten Hilfe) との断交を宣言した。一九四〇年一月一日の労働党大会は、ソ連の「侵略」戦争遂行に直面して、著しい反共主義的な雰囲気包まれていた。これに対して親ソ共産党は、労働党は共産党を禁党し、共産党機関紙を発行停止に追い込もうとしていると反論したのである。(以上三段落は、Fayot, a. a. O. (Ann. 3), Bd. 1, S. 437-438. による。)

だが、「反共法」つまり一九三七年に否決された「言語統制法」を成立させることは、労働党の本意ではなかった。それは、火を見るよりも明らかである。そのため労働党内部では、分裂や党内反対派も生じた。一九四〇年一月には「社会主義の旗を高く掲げて」と、労働者階級の統一を訴える、労働党分派の機関紙 (創刊号) も登場したのである (Fayot, ebd., S. 443)。つまり一面において、連立政権への参加は、労働党 (主流派) にとっても茨の道であったのである。

(19) 本文の流れから見れば、この一九四一年の国民投票で、ルクセンブルク国民は、ルクセンブルクの独立維持に賛成してその一票を投じ、ドイツへの併合措置に反対したと推察される。だが、*Der Grosse Pöbel*, a. a. O. (Ann. 14), S. 983. によれば、一九四二年八月三〇日に、ルクセンブルクは (手続上、ドイツに) 併合され、コブレンツ・トリリア大管区に組み込まれたと記載されている。この事実ナチス・ドイツの側から見れば、本当であったであろう。だが、ルクセンブルク亡命政権は、この「併合」を承認していなかった。そこで、本文のように表現されるのである。

なお、この「一九四二年八月三〇日にルクセンブルクがドイツに併合された」という事実を裏付ける傍証として、「一九四二年八月三日の帝国内相フリック (Dr. Frick) の命令」(Michaelis/Schaepler, a. a. O. (Ann. 3), Bd. 18, S. 305-308.) を挙げるができる。この命令によれば、ドイツ国防軍や武装親衛隊の兵役に就いている、ドイツ出身の (1) ルクセンブルク人や (2) エルザス (Elsass) 地方の住人や (3) ロートリンゲン (Lothringen) 地方の住人は、ドイツ国籍を取得するという政策が施行されている。ここには、少しでもドイツ系住民の信頼をつなぎとめておきたいという、ドイツ占領軍側の意向が現れて

いる。

それ以上に問題となるのは、「一九四二年八月二五日の、軍事教練の場としてのヒトラー・ユーゲントに関する、ルクセンブルクにおける文民行政長官の指令」である。この指令によってルクセンブルクの青少年は、ヒトラー・ユーゲント (Hitler Jugend) を始めとする親ナチ組織に動員され、勤労奉仕に従事した。この青少年に対する「軍事教練」に起因する若年層への悪影響は、ルクセンブルクにとっては、戦争終結後にまで及ぶ禍根を残したと言える。次いで、ベルギー・フランやルクセンブルク・フランが使えなくなり、帝国マルクが唯一の通貨とされた。このようにして、ルクセンブルクは事実上、ルクセンブルク側にとっては迷惑な話しであるが、「ドイツ国内」という名称を付与された「属領」と見なされたのである。(Michaelis/Schraepfer, ebd. (Ann. 3), Bd. 18, S. 305, 308-309.)

(20) ドイツ語訳では 'Wir möchten keine Deutschen werden. である。

(21) 拙稿「研究ノート」欧州における独立国としての小国の地位—ルクセンブルクの言語、軍隊、通貨をめぐって—「早稲田社会科学研究51号」(一九九五年)一五三頁では、「人口約二九万人の(ルクセンブルク人には)ルクセンブルク民族という概念は存在しないと考えられる」と推量した。だが(本文によれば)実のところ、一九二〇年代と三〇年代には、「国民(民族)感情(Nationalgefühl)」が存在していた。それ故に旧稿の推測は(過去の一時期においては)明らかに誤っていた。

(22) ドイツ語訳では 'Wir sind ein Volk wie jedes andere. である。

(23) なお Ben Fayot, a. a. O. (Ann. 3), Bd. 2, S. 40, Ann. 2.によれば、「国民ドイツ運動」について、P・ドステルトは以下の研究・業績を発表している。Paul Dostert, *Die Volksdeutsche Bewegung in Luxemburg während der nationalsozialistischen Besetzung. Ihre Entstehungsgeschichte und Entwicklung*, Luxemburg, 1977.

また「一九四一年六月二日の秘密国家警察 (Gestapo) に関する法律を導入する為の、ルクセンブルクにおける文民行政長官の指令」は、ドイツにおける「一九三六年二月一〇日の秘密国家警察法と同法施行規則が、ルクセンブルクでも一九四〇年八月二日に施行された」ことを、事後追認している。(Michaelis/Schraepfer, ebd. (Ann. 3), Bd. 18, S. 306.)

(24) "houre Preiss" (原典) なかへて "houre Preis" (元々の単語) とは、ドイツ語訳では 'Hurendeutscher (売国奴 (原意: 売春婦) のドイツ人) に相当する。この言葉は第二次世界大戦中に、ドイツ占領者を意味した「悪しき表現」であった。

(25) ドイツ語訳では 'den Deutschen Paroli bieten である。

- (26) ドイツ語訳では、Gemeinschaftである。
- (27) 一般に、中央の権威が不在で、自助の原則が支配する「国際システム」において、国家は自己利益と損失に対する合理的な計算に基づいて行動する、と現実主義は理解してきた。(原彬久編『国際関係学講義』(有斐閣・一九九六年)二五―二八頁(大島英樹))この時期のルクセンブルクにおいても、統一的な中央集権的政府が不在であった。国際関係と同じようにアナキーな状況下で、各政治勢力は、自己利益と損失を勘案して(換言すれば、他者の自己利益と損失の存在をも斟酌して)行動すべき義務があった。それ故に、「利害関係の対立」をほとんど考慮しないで行動した、政治的な素人からなる多元的集団(=抵抗運動従事者達)が、後日の国政選挙で信任されなかったのも、回避できない、道理にかなった帰結であった。
- (28) 『出版ダイジェスト』一九九四年九月一日、一面(秦洋一『オランダ人の「死の選択」』より)。
- (29) オランダを巡るドイツ軍と連合国軍の攻防については、栗原、注(3)前掲書、一九六―二〇一頁を参照。
- (30) (入手できた資料の範囲内で遡ると)一九三七年以来外相を務めてきたJ・ベッヒ(CSV)は、ドイツ占領時の一九四三年一〇月二一日に、亡命中のロンドンでオランダ、ベルギー両亡命政府と、相互の固定相場制を定めた「通貨協定(Währungs-pakt)」を締結した人物としても知られている。戦後においても、彼は一九四五年一月に外相に就任し、一九五一年には外相兼軍相を務め、一九五三年二月から一九五八年三月まで首相兼外相となり、首相辞任後も外相として一九五九年二月まで在職した。つまり戦前・戦中・戦後政治において、(入手できた資料の範囲内で)J・ベッヒは、一九三七年から一九五九年まで二二年間にわたってルクセンブルクの外相であった。(Ben Fayot, a. a. O. (Ann. 3), Bd. 2, S. 36, 119, 128. N. Lepszy/W. Woyke, ebd. (Ann. 2), S. 179, Tabelle 1. J. Woldendorp/H. Keman/I. Budge, *Handbook of Democratic Government*, Kluwer, 1993, pp. 84-86.) また「ベネルクス(BENELUX) 関税同盟」は一九四四年九月に、亡命三国がロンドンで締結している(栗原、注(3)前掲書、二二八頁)。
- (31) 小国が採る「中立政策」については、別稿の課題としたい。(拙稿、注(21)前掲研究ノート、一五七頁)
- (32) なお、ルクセンブルクにおいて兵役制度は、一九六七年六月二九日まで存続した。(拙稿、注(21)前掲研究ノート、一五七頁)
- (33) 「活動家(activist)」と「政治家(statesman or stateswoman)」の私見による区別については、拙稿「英国の政治機構における与野党の建設的關係(2)——H・ファイナーの論考を手がかりとした比較分析——」『早稲田社会科学研究所54号』九七―一

〇〇頁、注(49)を参照。

- (34) Karl Dietrich Bracher, „Anfänge der deutschen Widerstandsbewegung“, *Zur Geschichte und Problematik der Demokratie: Festschrift für Hans Herzfeld*, Duncker & Humblot, 1958, S. 375-395 (386). 更ニ Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die Deutsche Widerstandsbewegung*, Deutsche Verlags-Anstalt, 1956, S. 91-153. は、抵抗運動の各派と「SPD」——社会民主主義的反対勢力——例えば、戦前の元ヘッセン州内相ウィルヘルム・ロイシュナー (Wilhelm Leuschner: SPD) ——教会の(保守的な) 反対勢力——例えば、告白教会派の抵抗運動に所属していたグスタフ・W・ハイネマン (Gustav W. Heinemann: CDU + SPD) 連邦大統領(一九六九—一九七四年在職) ——(多種多様な政党陣営に所属する) 市民 (Bürger) の反対勢力——例えば、君主制復活を唱えた(拙稿)「ボン基本法における『人間の尊厳』(一)」「早稲田政治公法研究23号」(一九八七年) 一八二頁。カール・ゲルテラー (Carl Goerdeler) 元ライプツィヒ市長(一九三〇年から一九三七年在職) ——に加えて、軍隊内部(における反対派) の動向——例えば、ルートヴィヒ・ベック (Ludwig Beck) 元陸軍参謀総長・上級大将(一九三八年まで在職し、解任された) ——を特筆している。

(35) 拙稿、注(34)前掲論文(一)、一九九四、二〇〇一—二〇〇五頁。

- (36) 反ナチスの立場を採った社会民主党・穏健派の政治家カール・シュミット (Carlo Schmid: 1896. 12. 3.-1979. 12. 11.) は、独自の混血児でもあり、ドイツ語風に言い換えた別名ではカール・シュミート (Karl Schmid) と云言ふ。彼は、親ナチス的一時、極右的発言に関与した、著名な国法学者カール・シュミット (Carl Schmitt: 1888. 7. 11.-1985. 4. 7.) とは別人である。だが殊更に注意しても、間違える学生が多数いるので、苦肉の策として、本来ならば「カール・シュミット」ないし「カール・シュミット」と、発音に基づいて正確に表記すべきところを、本稿では「カール・シュミート」と敢えて異なった表記を採用する。

(37) 拙稿、注(34)前掲論文(一)、一九九一—一九三頁。

- (38) テオドール・ホイスの戦前・戦中の反ナチ抵抗の記録と、反ナチス観については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(6)」「早稲田政治公法研究28号」(一九八九年) 二六一—二六二、二七六—二七七頁を参照。

(39) このアーテナウアー逮捕・収監の記録については、拙稿、注(34)前掲論文(一)、二〇五—二〇八頁を参照。

- (40) 二人の政治家の戦前・戦後の経歴については、Hrsg. v. Institut für Internationale Politik und Wirtschaft der DDR,

Parteien in der BRD: Ein Handbuch, Dietz Verlag Ost-Berlin, 1989, S. 367, 393, 414-16.

(41) (1) クライザウアー・クライスの主宰者H・J・フォン・モルトケ伯爵は、「共産主義の危機(脅威)は侮れないものであり、ナチズムに対する闘争(抵抗)は一階級に限定されてはならない」と述べ、(2) クライザウアー・クライスのメンバーであったA・フォン・トロット・ツィ・ゾルツやH・B・フォン・ヘーフテンら外交官は「戦争の後で『白い』ドイツと『赤い』ドイツが存在し、破壊されたドイツの中心部には赤旗が翻り、こうして西側の自由主義社会は、戦後かなりの間、その脅威に悩まされるであろう」とイギリス政府に宛てた覚え書きで述べ、(3) クライザウアー・クライス内部の社会(民主)主義者も、「東側のボルシヨビズムと全体主義国家制度を断固と拒否していた」と言う。(拙稿、注(34) 前掲論文(1)、二〇三頁を参照。)この三つの傍証の故に、E・ゲルステンマイヤー自身は(不偏不党性を要求される)連邦議会議長の要職にあり、反共主義演説を積極的に主張した形跡はないが、彼自身も反共政策に加担していたと見なせるであろう。

(42) クルト・シューマッハーが率いるSPD左派(Ⅱ主流派)の反共主義(Ⅱソ連型共産主義に対する西ヨーロッパ型社会民主主義者の側からの内在的批判)については、拙稿「戦後SPDの出発点に関する一考察」『早稲田社会科学研究42号』(一九九一年)九三―一四八頁を参照。

(43) 「SPD党内右派の傑出した代表的人物」の一人(Christoph Buterwegge, *SPD und Staat Heute*, deb, 1979, S. 436.)とみなされるカルロ・シュミートは、一九四六年七月に創刊された『ドイツ法雑誌』において「人間の尊厳」は「国家に先だって」存在する。それ故に「憲法は、国家がいかに自律的なものであったとしても、人間に奉仕するためにあるのであって、その反対ではないということを明言しなければならない」と述べていた。こうして、後に基本法第一条に規範化された「人間の尊厳」をいち早く主張したのが、カルロ・シュミート教授であった。(拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(7)」「早稲田政治公法研究29号」(一九八九年)一六七―一七二頁。)[「人間の尊厳」条項]は「反ナチス条項」である共に「反共条項」でもあるので、カルロ・シュミート自身がSPDと反共政策を結びつける、仲介者として機能したとみなしても不思議はない。

(44) T・ホイスは一九四六年一月六日に、シュテウットガルトで演説をして、「今日では非常に、非常に多くの人々が、社会主義という言葉がそもそも何を意味するかということを知らないのに、自らが社会主義者であると公言している」と論じ、戦争直後の「ソ連型社会主義」の誤った一世風靡に対して、憂慮の念を表明している。(拙稿、注(38) 前掲論文(6)、二七六―二七七頁を参照。)

(45) K・アーテナウアーの戦後、萌芽期の反ナチ・反共主義政策については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』」(3)『早稲田政治公法研究25号』(一九八八年)二三八―二五〇頁を参照。

(46) 朱子は「中庸」の「中とは過・不及のないこと、庸とは平常の意」と解説する(金谷治『論語』(岩波文庫・一九九一年)八八頁)。「中庸」は「論語」雍也編29の「中庸の徳」を敷衍した書物である。特に「中庸」の首章から第一章は「中庸本書」と称し、四七字を除き「中庸」の語義を専ら解釈している。そこでは、一方で「諸見解の(過と不及からなる)両(極)端を考慮して、最も適切なものを選び出し折半して、その中(庸)を入(民)に対して用いる」べきであるという、俗受けする政治の現世的な「為政者・与党が理解する」文脈がある。他方で「君子(有徳者)は和(合)するが(安易な妥協によって、自節を)流されず、中立して(毅然として)中立・中庸の道を守って」偏らず(右傾化も左傾化もせず)、国に道あるも(国家に道義が行われても)節操(原語は塞(サイ))を変えず、国に道なきも(国家に道義が行われず、貧乏や苦難に一身が責めさいなまれる時でも)死に至るまで節操(塞)を変えない」。このことを、孔子は本当の強(矯、彊)さであると説く。つまり孤高を彷彿させる禁欲主義的なもう一つの【少数者・野党が理解する】側面とがある。(赤塚忠著『新釈漢文大系2 大学・中庸』(明治書院・一九六七年)一五七、二〇一―二一、二二五―二八頁)。

(47) 拙稿、注(45)前掲論文(3)、二五〇頁。

(48) *Der Fischer Weltatmanach 1996*, Sp. 443.

(49) シアン大公は、一九二一年生まれ。シャルロット大女公が一九一九年から一九六四年まで君臨した後に、一九六四年に生前退位してシアン大公が即位した。その後、シャルロット元大女公は一九八五年に崩御している。(M. Erbe, a. a. O. (Ann. 13), S. 328.)

(50) 大公妃ジョセフィーヌ・シャルロットは、ベルギー国王・レオポルド三世(一九三四―一九五一年在位)の王女として一九二七年に誕生した。ジョセフィーヌ・シャルロットの次弟には、ベルギー国王・ボルドウィン一世(一九三〇年生まれ、一九五一年七月―一九九三年在位)、次々弟にはベルギー国王・アルベール二世(一九三四年生まれ、一九九三年八月即位)がいる。(M. Erbe, a. a. O. (Ann. 13), S. 330.)

(51) なお、(鉱工業を主体とする産業基盤を持つ、ルクセンブルク国土のうちの南部が、社会主義政党(LSAP)の地盤であるのに対して)、観光業を営み、農村部でもあるルクセンブルク北部は、保守(CSV)の地盤である。一九九四年の総選挙にお

ける、ルクセンブルク北部の各党派の得票率は、「一部フランス語表記の政党名で表示すると」PCS（キリスト教社会国民党）三三%、PD（民主党）二三%、PSOL（ルクセンブルク社会主義労働者党）一九%、ADR（Aktion für Demokratie und Rentengerechtigkeit：いわゆる年金党）一四%、GLEI—GAP（緑の党）八%、PCL（共産党）一%、その他二%であった。（*Bulletin du STATEC, Statec Luxembourg (Statistisches Amt Luxemburgs)*, 1994, No. 7, S. 230.）この時に皇太子殿下御夫妻を大歓声で迎えた国民感情を、割り引いて考える必要は全くないが、ルクセンブルクにおける北部地方の独自性をも考慮に入れたほうが良いかもしれない。

(25) TELECRAN, Nr. 27, 29, 6.-5. 7. 1996, S. 20-29.

(付記) 本稿は、平成九（一九九七）年度の文部省科学研究費補助金（奨励研究（A）／課題番号：09720069／研究課題名：野党（Opposition）の研究）による成果の一部である。